

東京都【総量削減義務と排出量取引制度】とは

東京都は、2002年4月に大規模事業者を対象に温室効果ガスの排出量の算定・報告、目標設定等を求める「地球温暖化対策計画書制度」を導入し、更に2005年からは、削減対策への都の指導・助言及び評価・公表の仕組みを追加して、事業者の自主的かつ計画的な対策を求めるとしました。

さらに東京都は、対策レベルの底上げを図るとともに、都内のCO₂排出総量の削減を実現するため、2008年から環境確保条例を改正し、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を導入しました。

対象事業所

前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で1,500キロリットル以上の事業所(指定地球温暖化対策事業所)

連続する3年間のエネルギー使用量が原油換算で年間1,500キロカロリー以上使用している場合は、「特定地球温暖化対策事業所」となります。

事業所

エネルギー管理の連動性がある(エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一であったり、地域冷暖房施設について導管が連結している)場合は、複数の建物等をまとめて一事業所となります。

共通の所有者が存在する建物・施設が隣接(又は上記の規模の事業所については道路、水路等を挟んで近接していた場合(建物については大部分の所有者が同一の場合に限る。))は、複数の建物等をまとめて一事業所となります。

対象となる温室効果ガス

特定温室効果ガス

燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂

その他ガス

非エネルギー起源CO₂、CH₄、N₂O、PFC、HFC、SF₆

削減計画期間

削減計画期間：5年間

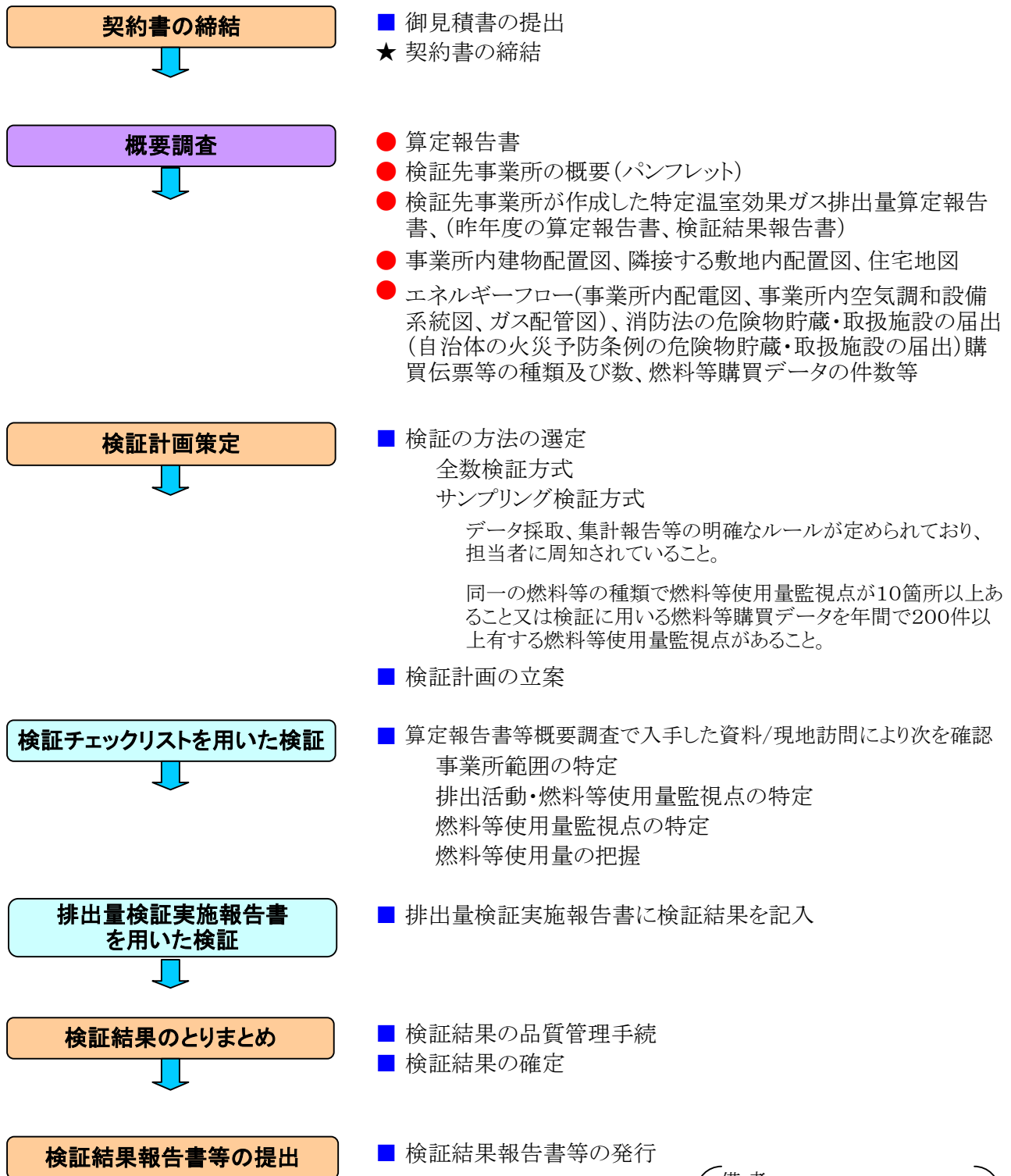
第一計画期間：2010～2014年度 (第一計画期間の履行期限：2016年3月末)

第二計画期間：2015～2019年度

削減義務率 (第一計画期間)

区 分		削減義務率
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設	8%
I-2	オフィスビル等のうち地域冷暖房等を2割以上利用している事業所	6%
II	区分I-1、I-2以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%

総量削減義務と排出量取引制度に係る検証業務フロー



備考:

- 必要に応じて現地訪問
- 現地で確認
- 事業所作成
- JCQA作成